

企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 2023 年（第 9 回改訂）版：新旧対照表

2023 年 3 月

[改訂共通事項]

- ① 今改訂においては、利用のし易さに視点を置いて次の構成を見直し、実際の確認作業に入る前に情報を得られ易くしました。
  - a) <本確認書利用ガイド>を冒頭に掲載し、従来の<小見出しについて>はその中に吸収しました。
  - b) 巻末に【付表】のⅡ. としていた「用語解説」を<本確認書で用いられる用語について>として、<本確認書利用ガイド>の次に配置しました。
- ② 文脈を整えるためや単なる誤字の修正、及び「主な関連法令等」の改訂年月の変更等については、新旧対照表への記載を省略している場合があります。

【会社法編】

<本確認書利用ガイド> p. 2~3

	2022 年版	2023 年版	理由・根拠
	<新設>	<p>&lt;本確認書利用ガイド&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本確認書における企業集団</li> <li>2. 本確認書で想定した監査役</li> <li>3. 本確認書の利用方法</li> <li>4. 本確認書の構成</li> </ol>	<p>利用者の使いやすさを考慮し、利用ガイドを新設。 (本対照表ではタイトルのみ記載)</p>
	<p>【付表】Ⅱ. 用語説明 (2022 年版 p. 21)</p> <p>(1) 企業集団</p> <p>親会社及び親会社が総株主の議決権の過半数を有する子会社、その他親会社から経営の支配を受ける子会社、並びに親会社から事業等の方針の決定に重要な影響を受ける関連会社によって構成される企業グループを指す。なお、本確認書においては「企業集団」とは以下の具体的イメージを想定して記載している。</p> <p>①20 社程度の子会社・関連会社を持つ企業グループ</p> <p>②子会社・関連会社は国内子会社を想定している</p> <p>③親会社は上場、子会社・関連会社は非上場</p> <p>④各確認項目は親会社監査役の視点で記載している</p> <p>※海外子会社・関連会社には「B. Ⅲ. 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換」を参照し活用することができる。</p>	<p>&lt;本確認書利用ガイド&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本確認書における企業集団</li> </ol> <p>企業集団とは、親会社及び親会社が総株主の議決権の過半数を有する子会社、その他親会社から経営の支配を受ける子会社、並びに親会社から事業等の方針の決定に重要な影響を受ける関連会社によって構成される企業グループを指します。本確認書においては「企業集団」とは下記の具体的イメージを想定して確認項目を構成していますが、このイメージに該当しない場合でも「当てはまらないと考えられる項目」は除外し、「必要と思われる項目」は追加していただくなど、各社の実態・実情に合わせて適宜内容を修正してご利用ください。</p> <p>①20 社程度の子会社・関連会社を持つ企業グループ</p> <p>②親会社は上場会社、子会社・関連会社は非上場会社</p>	<p>「企業集団」の定義を用語説明より利用ガイドに移設し、内容を見直した。海外子会社を対象とした確認項目も設けていることから従来の②と※を削除。従来の④については、利用ガイド「2. 本確認書で想定した監査役」で言及しているため、削除。さらに、「具体的イメージ」にとらわれ過ぎないように説明を追加。</p>

<本確認書で用いられる用語について> p. 3

	2022年版	2023年版	理由・根拠
	<p>【付表】Ⅱ.用語説明</p> <p>(2)取締役会等</p> <p>「取締役会等」とは、監査役が同席する取締役会及びその他の重要会議を総称する。本確認書の確認項目において「取締役会等」と記載している場合は、必ずしも取締役会のみ限定しているわけではない。</p> <p>その他の重要会議の例としては常務会、経営会議、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会などがある。会議の報告、審議、決定の運用ルールは、各社の社内規程等に基づくこととする。</p>	<p>&lt;本確認書で用いられる用語について&gt;</p> <p>(1)取締役会等</p> <p>「取締役会等」とは、取締役会のほか、定款や社内規程等によって企業集団内部統制について審議決定したり、報告を受けたりする重要会議を総称する。</p> <p>重要会議の例としては常務会、経営会議、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会などがある。</p>	<p>タイトルを変更。</p> <p>用語説明の「企業集団」を利用ガイドに移したことにより番号を変更。</p> <p>「取締役会等」については本確認書における「重要会議」の定義について再考した。</p>

A. 親会社監査役としての親会社における監査役職務

IV. 内部監査部門との連携 監査のポイント8（企業集団における内部統制システムのモニタリング） p. 13～14

	2022年版	2023年版	理由・根拠
確認項目	<p>□60. 子会社・関連会社が監査役設置会社である場合は、親会社内部監査部門が、子会社・関連会社の監査役、内部監査部門及び会計監査人と密接なコミュニケーションを図っていることを確認した。</p>	<p>□60. 子会社・関連会社が監査役設置会社である場合は、親会社内部監査部門が、子会社・関連会社の監査役、内部監査部門及び会計監査人（公認会計士又は監査法人と同義、以下同じ）と密接なコミュニケーションを図っていることを確認した。</p>	<p>海外子会社も対象にしたことにより、「会計監査人」の名称を理解しやすいように他名称も追記。</p>

V. 会計監査人との連携 監査のポイント9 (会計監査人との連携) p. 15~16

	2022年版	2023年版	理由・根拠
監査のポイント9	<p>会計監査人は、<u>連結会計</u>の監査を行う役割を負っています。</p> <p>監査役は、会計監査人の<u>連結会計監査</u>の進め方を十分監視し、会計監査の相当性判断の根拠の一つにします。また、会計監査人から、子会社・関連会社に対する親会社の管理、統制が適切になされているか否かや企業集団内で不適正な行為が行われていないかについて情報収集をすると同時に、監査役として知り得た子会社・関連会社に関するリスク情報等を会計監査人に提供するなど、双方向のコミュニケーションを図る必要があります。</p> <p>本項では、子会社・関連会社が親会社と同じ会計監査人と契約をしている場合と、子会社・関連会社が全く会計監査人との契約をしていない場合を想定した確認項目を取り上げています。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>会計監査人は、<u>連結計算書類</u>の監査を行う役割を負っています。監査役は、会計監査人の<u>連結計算書類</u>監査の進め方を十分監視し、会計監査の相当性判断の根拠の一つにします。</p> <p>また、会計監査人から、子会社・関連会社に対する親会社の管理、統制が適切になされているか否かや企業集団内で不適正な行為が行われていないかについて情報収集をすると同時に、監査役として知り得た子会社・関連会社に関するリスク情報等を会計監査人に提供するなど、双方向のコミュニケーションを図る必要があります。</p> <p>本項では、子会社・関連会社が親会社と同じ会計監査人と契約をしている場合と、子会社・関連会社が全く会計監査人との契約をしていない場合を想定した確認項目を取り上げています。</p> <p><b>(注) 日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書 600「グループ監査」には親会社の会計監査人(グループ監査チーム)が子会社・関連会社の会計監査人(構成単位の監査人)を関与させる場合の実務指針を定めている。この指針は国際監査基準 (ISA) 600 をベースとしており、海外子会社の公認会計士・監査法人も同様に ISA600 をベースとした各国の基準が適用される。</b></p>	<p>会計監査人の役割をより正確に記載。また、文脈を正しく表すように段落を修正。</p> <p>会計監査人との連携で重要な参考となる実務指針を定めた書類として紹介。</p>

V. 会計監査人との連携 監査のポイント10 (親会社と子会社・関連会社の会計監査人が異なる場合) p. 16

	2022年版	2023年版	理由・根拠
監査のポイント10	<p>子会社・関連会社が契約する会計監査人が、親会社の契約する会計監査人と異なる場合があります。</p> <p>連結計算書類の監査に当たっては、親会社の契約する会計監査人は、<u>当該子会社・関連会社に自ら往査して監査意見を形成することが必要</u>です。同時に、子会社・関連会社が契約する会計監査人に、当該会社に対する監査の結果についての意見を問い合わせることができます。</p> <p>日本公認会計士協会では、「<u>他の監査人は、主たる監査人から他の監査人の監査結果を利用する旨の通知を受けたときは、主たる監査人に協力しなければならない。</u>」と規定しています。</p>	<p>子会社・関連会社が契約する会計監査人が、親会社の契約する会計監査人と異なる場合があります。</p> <p>連結計算書類の監査に当たっては、親会社の契約する会計監査人は、<b>重要な</b>子会社・関連会社に自ら往査して監査意見を形成することが必要です。同時に、子会社・関連会社が契約する会計監査人に、当該会社に対する監査の結果についての意見を問い合わせることができます。</p> <p><b>&lt;削除&gt;</b></p>	<p>現在有効な日本公認会計士協会の監査基準委員会報告 600 号では、監査のポイント 10 で紹介した記述はないので削除。</p>

	(注) 日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書第8号(中間報告)「他の監査人の監査結果の利用」の改正について(平成14年1月28日)が参考になる。	<削除>	日本公認会計士協会 監査基準委員会報告第8号は、現在は存在しないので(注)を削除。
確認項目	□70. 子会社・関連会社が、親会社と異なる会計監査人と契約をしている場合は、親会社の会計監査人が、連結計算書類等の監査(及び連結財務諸表監査並びに財務報告に係る内部統制監査)に際して、子会社・関連会社の会計監査人に対して、日本公認会計士協会の基準に基づき、書面にて意見聴取を行っていること、及び得た回答の内容について確認した。	□70. 子会社・関連会社が、親会社と異なる会計監査人と契約をしている場合は、親会社の会計監査人が、連結計算書類等の監査(及び連結財務諸表監査並びに財務報告に係る内部統制監査)に際して、子会社・関連会社の会計監査人に対して、日本公認会計士協会の監査基準(又は国際監査基準)に基づき、書面等又は訪問によって意見聴取を行っていること、及び得た回答の内容について確認した。	海外子会社監査を意識して「国際監査基準」を追記。また、意見聴取の方法については書面だけでなく電磁的方法や訪問もあり得るので追記。

【付表】 p. 22

	2022年版	2023版	理由・根拠
付表	<p>I. 企業集団内部統制に関する監査役職務確認書における「コロナ禍」の扱いについて</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大(以下、「コロナ禍」)によって企業活動が大きく制限される中で、従来になく新たなリスクが生まれています。また、監査役監査における会計監査、業務監査も様々な制約を受けています。こうした状況下で、監査役としては下記の留意すべき事項を確認しながら企業集団内部統制に関する監査を行うことが望まれます。</p> <p>【監査上の留意すべき事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コロナ禍において従業員の安全確保と事業継続(BCP)の視点から、その対応状況を確認する必要があります。</li> <li>2. コロナ禍での出張制限により、海外はもとより国内の地方に所在するグループ企業に対してもリモート監</li> </ol>	<p>「コロナ禍」を経た環境における監査上の留意点</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大(以下、「コロナ禍」)から3年が経過し、最近では感染対策を継続しつつコロナと共存しながら企業活動を正常に戻す動きが出てきております。加えて、コロナ禍で推進されたリモートワーク等の施策は仕事を効率的に進める上でのメリットを享受できることから、今後も通常の活動として定着するものと思われます。こうした状況下で、監査役としては下記の留意すべき事項を確認しながら企業集団内部統制に関する監査を行うことが望まれます。</p> <p>【監査上の留意すべき事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コロナ禍における制限の緩和は進むものの、依然として従業員の安全確保と事業継続(BCP)の視点から、その対応状況を確認する必要があります。</li> <li>2. コロナ禍を経て、リモート監査を利用する機会が増えていると思われます。その場合、監査の死角が生じて</li> </ol>	<p>社会、経済活動が「コロナとの共存」に移行しつつあることを反映。</p>

<p>査が常態化し、監査の死角が生じている恐れがあります。これまで以上に統括本部等や内部監査部門との連携を密にして、発見統制を強化する必要があります。</p> <p>3. コロナ禍による経営成績悪化に伴い、一部従業員にとっては利益改善圧力等により不正の動機が増す懸念があります。①リモートワークの実施により、業務フローの変更による承認権限の移譲等で牽制機能が無効となっていないか、②受注・売上の過大計上はないか、③棚卸数量の操作がないか、④費用の繰り延べ計上がないか、⑤資産の不正評価がないか、などを確認する必要があります。</p> <p>4. 情報セキュリティが社内に比べ脆弱な社外（主として自宅等）でのリモートワークの実施により、サイバー攻撃のリスクが増加しています。統括本部等の指導の下、子会社・関連会社も含め、運用する「人」とインフラとしての「システム」の両面から、「人」への教育、「システム」としてセキュリティ脆弱性の見直し等の実施状況を確認する必要があります。</p> <p>5. コロナ禍でのリモートワークを基本とした新しい働き方が模索されるなか、新たなリスク事象の発生の可能性が予想されます。例えば、労働時間、業務環境の適正な管理体制について検討が進められていることを確認する必要があります。</p> <p>(注) 本確認書においてはコロナ禍における監査上の留意点をポイントのみ記載しておりますが、更に具体的な対応方法、注意すべき詳細な事項等についてお知りになりたい方は、当会の監査役職務確認書に付属の「コロナ禍を踏まえた監査役等職務の留意点」をご参照願います。</p>	<p>いる恐れがあります。リモート監査の活用にあたっては、統括本部等や内部監査部門との連携を密にして、発見統制を強化する必要があります。</p> <p>3. コロナ禍で定着したリモートワークを基本とした新しい働き方におけるリスクに注意を払う必要があります。例えば、労働時間、業務環境の適正な管理体制等が適切に運用されていることを確認する必要があります。</p> <p>4. 情報セキュリティが社内に比べ脆弱な社外（主として自宅等）でのリモートワークの実施により、サイバー攻撃のリスクが増加しています。統括本部等の指導の下、子会社・関連会社も含め、運用する「人」とインフラとしての「システム」の両面から、「人」への教育、「システム」としてセキュリティ脆弱性の見直し等の実施状況を確認する必要があります。</p> <p>5. コロナ禍の影響で経営成績が低迷した企業では、利益改善圧力等により不正の動機が継続している懸念があります。①リモートワークの実施により、業務フローの変更による承認権限の移譲等で牽制機能が無効となっていないか、②受注・売上の過大計上はないか、③棚卸数量の操作がないか、④費用の繰り延べ計上がないか、⑤資産の不正評価がないか、などを引き続き注視していく必要があります。</p> <p>(注) 本確認書においてはコロナ禍を経た環境における監査上の留意点をポイントのみ記載しておりますが、更に具体的な対応方法、注意すべき詳細な事項等についてお知りになりたい方は、当会の監査役職務確認書に付属の「コロナ禍を踏まえた監査役職務の留意点」をご参照願います。</p>	
---	---	--

【金融商品取引法編】

V. 監査人との意見交換 p. 5~6

	2022 年版	2023 年版	理由・根拠
確認項目	<p>□33. 監査人により事業年度末後に実施された財務報告に係る内部統制に関する監査を含めて、監査人の監査結果に「開示すべき重要な不備」が残存していないことを確認した。「開示すべき重要な不備」が、事業年度末において存在する場合、その重要性、及び計算書類・財務諸表等に与える影響等について、監査人と十分に意見交換した。</p>	<p>□33. 監査人により事業年度末後に実施された財務報告に係る内部統制に関する監査を含めて、監査人の監査結果に「開示すべき重要な不備」が残存していないことを確認した。「開示すべき重要な不備」が、事業年度末において存在する場合、その重要性、及び計算書類等・財務諸表等に与える影響等について、監査人と十分に意見交換した。</p>	<p>誤植の修正。</p>